

本庁・各総合支所連絡先

本 本庁
〒328-8686
入舟町7-26
☎21-2224
FAX24-8686

大 大平総合支所
〒329-4492
大平町富田558
☎43-9205
FAX43-8818

藤 藤岡総合支所
〒323-1192
藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900
FAX62-4625

都 都賀総合支所
〒328-0192
都賀町家中5982-1
☎29-1100
FAX28-0169

西 西方総合支所
〒322-0692
西方町本城1
☎92-0300
FAX92-2611

お知らせ

栃木市敬老会事業補助金の申請はお済みですか？

市は、自治会等が開催する敬老会に対し、その経費の一部を助成しています。敬老会を開催した自治会等で、まだ補助金の申請が済んでいない場合は、至急申請してください。

◆補助金の申請 ▽所定の用紙に記入のうえ、左記へ提出してください。

・用紙は、左記のほか市ホームページからもダウンロードが可能です。

本 高齢福祉課 ☎21-2521
大 健康福祉課 ☎45-1788
藤 健康福祉課 ☎62-0904
都 健康福祉課 ☎29-1103
西 健康福祉課 ☎92-0310

栃木市不妊治療費助成制度のお知らせ

国内の医療機関において不妊治療を受けたご夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆対象者（左記のすべてを満たす方）①婚姻している夫婦②申請日以前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方

③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方

◆助成期間 子1人につき通算5回まで（1年度1回／通算には合併前の旧市町

で申請を行った回数も含む）

◆助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。

ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1（限度額は1年度10万円）

◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日から1年以内

★申請書の記入方法や申請方法などは直接問い合わせください。

本 保険医療課 ☎21-2154
大 生活環境課 ☎43-9223
藤 生活環境課 ☎62-0903
都 生活環境課 ☎29-1102
西 生活環境課 ☎92-0307

栃木市不育症治療費助成制度のお知らせ

国内の医療機関において不育症と診断され医師による不育症治療を受けたご夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆対象者（左記のすべてを満たす方）①婚姻している夫婦②申請日以前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方

③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方

◆治療期間 4月1日以降の治療で出産等に伴い治療が終了するまでの期間

◇助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。

産業振興施策のご案内

市では、各産業分野の支援施策として、引続き下記メニューを用意していますので、活用ください。詳細は、各担当課へ問い合わせください。

	経営支援事業	空き店舗活用促進事業	産業財産権取得支援事業	新規就農サポート事業
概要	県産業振興センター「専門家派遣事業（中小企業診断士、技術士等）」を利用した際の経費を補助する制度	店舗の改修・家賃及び出店後の専門家相談に係る経費の一部を補助する制度	特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助する制度	新たに就農する者を対象に、各種助成制度の紹介やセミナーの経費及び就農に係る経費の一部を補助する制度
限度額・補助率等	「専門家派遣事業」に要する企業が負担する経費の全額（派遣1回につき1万6千円、年度内に4回まで利用可能、最大6万4千円）	改修：対象経費の1/2に相当する額（上限100万円）家賃：12か月分の1/2に相当する額（上限50万円）。専門家：対象経費の1/2に相当する額（上限1万6千円。5回まで）。	対象経費の2/3の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権及び商標権は10万円を限度とする	補助額上限10万円
補助対象	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、栃木県産業振興センター「専門家派遣事業」の採択を受けた者	対象地域内において、商店会及び商工会議所又は商工会に加入を予定し、空き店舗を活用して、創業する事業者又はまちづくりに寄与する活動を行う10人以上の法人格を有する団体	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、産業財産権を取得後、6か月以内に申請するもの	・満40歳以下 ・市内に3年以上住所があり、現在住所を有し、今後1年にわたり居住する見込みの者 ・市内において農業、新規就農し、栃木県及び市において、新規就農者であること ・新規就農者であること
担当課	商工観光課 ☎21-2504・2541		農林課 ☎21-2553	

藤 生活環境課 ☎62-0903
都 生活環境課 ☎29-1102
西 生活環境課 ☎92-0307

平成26年度 学童保育利用申込受付

保護者の就労等により、放課後に家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、学童保育を実施しています。

◆対象 栃木中央小、栃木第三小、栃木第四小、栃木第五小、南小、大宮北小、吹上小、皆川城東小、千塚小、大平・藤岡・都賀地域内各小学校に在籍または入学予定の6年生までの児童

◆申込 12月2日（月）～13日（金）

※申込用紙は本庁、各総合支所及び各学童保育にあり

◆申込 12月2日（月）～13日（金）

支所及び各学童保育にあり

ます。（市ホームページからもダウンロード可）

本 こども課 ☎21-2569
大 健康福祉課 ☎45-1788
藤 健康福祉課 ☎62-0904
都 健康福祉課 ☎29-1103
西 健康福祉課 ☎92-0312

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成25年度の国民年金保険料は、月額15,040円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。クレジットカードやインターネット等を利用した納付、便利でお得な口

きです。クレジットカード

やインターネット等を利用

した納付、便利でお得な口

きです。クレジットカード

やインターネット等を利用

した納付、便利でお得な口

きです。クレジットカード

やインターネット等を利用

した納付、便利でお得な口

きです。クレジットカード

やインターネット等を利用

した納付、便利でお得な口

～ 特別徴収未実施の事業主を対象に
県内一斉訪問切替指導実施中～
まだ特別徴収を行っていない事業主の方は、市民税課まで問い合わせください

【事業主のメリット】
○個人住民税の税額計算は市町村で行いますので、税額を計算する必要はありません（1月末までに給与支払報告書を「特別徴収」と記載の上で市へ提出いただくと、5月に税額決定通知書を事業主様あて送付します）

【従業員のメリット】
○特別徴収にすると金融機関等に出向いて納税する手間が省けます
○給与天引き（年12回）なので、年4回の普通徴収（個人納付）に比べて1回あたりの納税額が少なくなります

従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう！

給与天引き

座振替もあります。

日本年金機構は、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置すると、強制徴収の督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方（被保険者本人、その配偶者及び世帯主）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除または猶予される制度がありますので、次の窓口へお越しください。

◆納付方法や強制徴収に関する問合先 栃木年金事務所 ☎22-6074

◆免除申請窓口
本 保険医療課 ☎21-2155
大 生活環境課 ☎43-9216
藤 生活環境課 ☎62-0903
都 生活環境課 ☎29-1102
西 生活環境課 ☎92-0307

税務署では、青色申告決定

農耕用トラクター・コンバイン等は軽自動車税の申告が必要です

乗用装置のあるトラクター、コンバイン及びフォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象になります。

該当する車両を所有している方、また新たに取得された場合は速やかに軽自動車税の申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

軽自動車は所有していることに基いて課税されるので、公道走行をしない車両や現在使用していない車両でも、所有していれば申告が必要になります。

本 市民税課 ☎21-2121
大 税務課 ☎43-9208
藤 税務課 ☎62-0902
都 税務課 ☎29-1101
西 地域まちづくり課 ☎92-0304

対 象 者	開催日	時 間	会 場
青色申告者	12月5日（木）	10時～12時	栃木文化会館（旭町）
		14時～16時	
白色記帳制度適用者（注）	12月6日（金）	10時～12時	
		14時～16時	

（注）記帳制度適用者とは、前年又は前々年の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える白色申告者をいいます。

※現在、特別徴収を行っていない源泉徴収義務者の事業主に、個人住民税の特別徴収を次年度より実施するよう、10月と11月を重点取組期間に定めて県内一斉に訪問切替指導をしています。

※個人住民税の特別徴収をしていない場合には、県税事務所の協力を得て、事業所を訪問し特別徴収への切替指導をさせていただくことがあります。

本 市民税課 ☎21-2124 / 2125 / 2126